

大津市一般会計及び特別会計の委託料（指定管理業者が実施する業務を含む。）に関する財務事務の執行について

1. 指定管理業務

(1) 市民部

①スカイプラザ浜大津

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 他部署の施設利用に係る費用負担について</p> <p>【結果】 報告書 55 頁</p> <p>スカイプラザ浜大津内の青少年セミナーハウスは市教育委員会の生涯学習課が実質的に所管して使用していることから、使用料や光熱水費等、生涯学習課に応分の負担を求めべきと考えられるが、現状施設利用に係る費用負担は行われていない。</p> <p>スカイプラザ浜大津の所管課である文化・青少年課は生涯学習課と協議の上、施設利用に係る費用負担の方針を定め、応分の負担を指定管理業務の収入とする必要がある。</p>	<p>生涯学習課が青少年セミナーハウスを利用するのに要する光熱水費等は、同課が負担することとなりました。</p>	<p>文化・青少年課</p>
<p>(ウ) 自主事業で貸室を利用する場合の利用料金の負担について</p> <p>【意見】 報告書 56 頁</p> <p>指定管理者は各種自主事業を実施しており、自主事業によってはスカイプラザ浜大津のスタジオ等の貸室を使用しているが、当該自主事業の実施時に利用料金を負担していない。</p> <p>指定管理者がスタジオ等の貸室を使用する場合には、一般の使用が制限されるため、一般の使用との公平性を確保する観点から、指定管理者が自主事業で貸室を使用する場合にも、条例に基づく利用料金を納付すべきである。</p>	<p>指定管理者が自主事業等で貸室を使用する場合は、一般の使用者と同じく条例に基づき利用料金を納付することとしました。</p>	<p>文化・青少年課</p>
<p>(キ) 指定管理業務外の物品管理について</p> <p>【意見】 報告書 58 頁</p> <p>市からの貸与物品と市が施設に保管している物品とが指定管理施設内に混在しており、保管物品に係る責任の所在が不明確となっている。</p>	<p>指定管理の更新時に、当該保管物品の管理責任を明確にし、仕様書等（作成中）に明記します。</p>	<p>文化・青少年課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
指定管理の仕様書などにおいて保管物品の管理を含めるか、または指定管理の対象外であることを明記するか、保管物品の責任関係を明確化する必要がある。		

②大津市民会館

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ウ) 駐車場に関する協定書について 【結果】 報告書 62 頁</p> <p>大津市民会館は利用者が利用できる 60 台収容可能な駐車場を京阪電気鉄道株式会社から賃借している。</p> <p>「大津市民会館駐車場に関する防災設備管理業務に関する協定書」（協定書）は平成 10 年 12 月 24 日に締結されており、そこには、市が京阪電気鉄に支払うべき月額が税込み 41,097 円である旨が規定されているものの、協定書が締結された時点において消費税及び地方消費税率は 5%であり、平成 28 年においては 8%となっていることから、同社は税込み 42,271 円で請求していた。</p> <p>市は、実際の請求額と相違ないよう、早急に協定書の金額を変更する必要がある。</p>	京阪ホールディングス株式会社（旧京阪電気鉄道株式会社）と税別の請求額の記載に改めた、新たな協定書を平成 30 年 6 月に締結しました。	文化・青少年課

③大津市大谷乗馬場

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 料金徴収に関する条例と実態との乖離について 【結果】 報告書 66 頁</p> <p>条例で料金体系が設定されているが、実際に乗馬場を利用する利用者に、この料金体系を適用しておらず、指定管理者である大津市乗馬連盟を施設の利用者とみなして、当該利用料を市へ報告しているという実務が行われていた。</p> <p>指定管理業務として実施する以上、料金についても条例の範囲内で行うべきであり、条例が業務実態や利用者からのニーズに沿わない料金体系になっているのであれば、条例を見直すべきである。</p> <p>市と指定管理者とで協議の上、料金徴収に関する条例と実態との乖離について解消を図る必要がある。</p>	指定管理者と協議の上、平成 31 年度から条例の範囲内で料金の見直しを行い、指定管理者の自主事業と併せ、利用者から料金を徴収します。	市民スポーツ・国体推進課

(2) 福祉子ども部

①大津市ふれあいプラザ

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 施設利用者の駐車料金無料化について</p> <p>(ii) 施設利用者の確認について</p> <p>【意見】 報告書 79 頁</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すのは会議室利用後であるが、実際の会議室利用者か否かの判断は、施設利用者に対して利用していた会議室を聞くのみで行っている。</p> <p>虚偽申告による配布防止を防ぐためにも、本来は実際の施設利用者であることを参加者名簿等との照合などにより確認した上で駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すべきである。</p>	<p>駐車料金の無料化処理は当該施設の利用者のみになされるものであることから、関係者の確認やイベント利用者に駐車場利用引換券を交付するなど施設利用者を特定し、不正利用の防止策について引き続き検討します。</p>	福祉政策課
<p>(イ) 施設利用者の駐車料金無料化について</p> <p>(iii) 駐車場利用券交付の規則への準拠性について</p> <p>【結果】 報告書 79 頁</p> <p>会議室の利用者が追加で 60 分駐車場を無料で利用できることは、「大津市自動車駐車場の管理運営に関する規則」に規定されている。</p> <p>駐車券を割引認証機（エンコーダ）に通すことにより無料となった分の費用について、大津市ふれあいプラザの指定管理者は、駐車場の指定管理者から請求を受けており、大津市ふれあいプラザの指定管理者の費用負担となっている。</p> <p>駐車料金の免除は、あくまで駐車場の指定管理者が主体となって行うものであり、大津市ふれあいプラザの指定管理者が行うものではない。また、駐車場の指定管理者が請求した駐車料金を大津市ふれあいプラザの指定管理者が負担しており、免除手続とはいえない。なお、明日都浜大津公共駐車場を利用する他の施設においても、同様の運用がなされている可能性がある。</p> <p>市は、規則に則って駐車料金の免除手続を行う必要があり、上記他の施設についてもその運用状況を把握し、適切に対応することが必要である。</p>	<p>明日都浜大津公共駐車場を利用する各施設においては、利用者の駐車券を割引認証機（エンコーダ）に認証させ、又は事前に購入した回数券を利用者に交付することによって駐車料金の無料化手続を行っています。</p> <p>こうした利用者に対する無料化分の駐車料金は、各施設が歳出予算から支出し、駐車場事業特別会計の歳入予算として収納しているため、厳密には減免には該当しません。</p> <p>このことから、施設等利用者に対する無料化については、規則に準拠する手続になるよう、駐車場所管課等と協議・検討を進めていきます。</p>	福祉政策課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について</p> <p>(i) 予約可能時期について</p> <p>【意見】 報告書 80 頁</p> <p>「大津市ふれあいプラザの管理運営に関する規則」において、貸室の予約は利用日の属する月の2か月前の初日からである旨が定められているが、市及び市の関係団体は約1年前から貸室の予約を行っている。しかし、仕様書や基本協定書においても市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約できる旨は規定されていない。</p> <p>市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約する必要があるのであれば、規程や仕様書に市及び市の関係団体が一般利用者に先んじて予約することができる旨を記載することが求められる。</p>	<p>市及び市の関係団体の施設利用の予約可能時期については、指定管理者と協議を行い、決定しているものです。</p> <p>市及び市の関係団体を含めた利用者全ての貸室の予約可能時期について、平成31年度に、利用日の属する月の6か月前の初日から行えるよう規則改正を行います。</p>	福祉政策課
<p>(ウ) 市及び市の関係団体の施設利用について</p> <p>(ii) 予約の必要性について</p> <p>【意見】 報告書 81 頁</p> <p>市及び市の関係団体は利用料金が減免されていることから、利用時間を長めに予約する傾向が見受けられるが、その結果、一般利用者が予約できるタイミングには既に市や市の関係団体の予約が入っており、一般利用者の利用機会を損なわせている可能性がある。</p> <p>市及び市の関係団体がふれあいプラザを予約するにあたっては、その予約により、利用料金の支払いがある一般利用者の予約ができなくなることを考慮して、実際に必要な日時だけ予約するように留意する必要がある。</p>	<p>市及び市の関係団体の施設利用については、平成27年度に一部見直しを行ったところです。しかしながら、利用時間を長めに予約する事例も見受けられることから、適正な利用時間の徹底が図れるよう取り組んでいきます。</p>	福祉政策課

(4) 産業観光部

⑤大津市温泉保養交流施設比良とびあ

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 遊休備品について</p> <p>【意見】 報告書 105 頁</p> <p>「備品台帳一覧表」に記載されている備品について、10 点抽出し、現物を確認した結果、3 件の備品は使用されていないかった。</p> <p>比良とびあで使用しておらず、かつ、今後も使用する予定がない備品については市と協議の上、市の他の施設での活用や処分を検討すべきである。</p>	<p>当該備品については、比良とびあから引き上げ、引き続き処分に向けて手続を進めているところです。</p>	<p>観光振興課</p>

⑥大津市おごと温泉観光公園

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 備品の保管場所について</p> <p>【結果】 報告書 111 頁</p> <p>展示パネル全 10 点のうち 1 点及び展示パネル用ポール全 20 点のうち 8 点が、観光公園外のおごと温泉旅館協同組合の事務所に保管されていた。</p> <p>市の貸与備品であり、指定管理施設の観光公園内で保管する必要がある。</p>	<p>市の貸与備品を観光公園内で保管するよう是正しました。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(エ) 人件費の区分経理について</p> <p>【結果】 報告書 111 頁</p> <p>所長以外の社員の人件費の事業区分経理が実態に即していないと考えられ、また、所長は観光公園運営の総括的役割を担い、その業務は自主事業と指定管理事業の両方にまたがっているのが実態である。</p> <p>勤務実態に応じた人件費の按分基準を設けて区分経理する必要がある。</p>	<p>所長及びその他社員の人件費について、仕様書の委託事業のみに基づく費用を算出し、基準費用を設定するとともに、募集要項において、各職員の委託事業と自主事業の業務比率をあらかじめ設定し、区分経理した上で募集する仕様としました。</p>	<p>観光振興課</p>
<p>(オ) 事業区分経理について</p> <p>【意見】 報告書 112 頁</p> <p>指定管理者の費用に係る自主事業と指定管理事業の割り振りが適正ではないことが伺える。</p> <p>また、人件費以外のその他の経費についても、自主事業と指定管理事業の割り振りが、実態に即していないと言わざるを得ない。</p> <p>指定管理者は事業実態に鑑み、経費の事業区分の割り振りを適正に行う必要があると考える。</p>	<p>人件費と同様に、通信運搬費及び支払手数料について、実態に即した基準費用を設定するとともに、募集要項において、委託事業と自主事業を区分経理した上で募集する仕様としました。</p>	<p>観光振興課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(カ) 収支報告の方法について 【意見】 報告書 112 頁 市が観光公園の指定管理者に求めるものは、指定管理事業である足湯利用者や自主事業である物販やカフェの利用者を増やすことによる、おごと温泉や市全体の観光振興であり、観光公園はそのために建設された施設でもある。 市が求める本来の事業運営を考慮すれば、指定管理事業と自主事業との経費区分を行わず、指定管理料と自主事業収入を合わせて、全体の経費を賄う収支報告であっても良いと考える。</p>	<p>平成 31 年度からの指定管理者の募集時に、人件費等の指定管理事業と自主事業に共通する経費について区分して申請するようにしたこと、また、従前どおり自主事業の 1 割を市へ納付する仕様としたことから、引き続き、指定管理事業と自主事業の経費を区分した収支報告とします。</p>	観光振興課
<p>(キ) 来訪者の増加に繋がる改善について 【意見】 報告書 113 頁 観光公園への進入経路が分かり難い点は、来訪者数増加の妨げになっていると考える。 観光公園の来訪者増加には進入路の改善が必要不可欠であり、道の駅のように、車利用者が認識しやすく、進入しやすいという点に着目した改善方法を検討されることを期待する。</p>	<p>進入路のハード面での改善には多額の費用を要するため、すぐに対応することは困難であります。引き続き、関係部署に働きかけて、改善方法を検討していきます。</p>	観光振興課

⑦堅田漁港

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 備品台帳の不備について 【結果】 報告書 116 頁 漁港内の指定管理に関する備品台帳が存在しておらず、現時点において、事務所にある備品が、組合の所有物なのか、市の所有物なのかの判別は困難である。 過去に遡り備品台帳の整備が必要である。</p>	<p>備品調査を指定管理者とともに実施したところ、平成 28 年度購入のプリンター以外の備品については備品台帳への登録漏れが無いことを確認しました。購入した備品については、備品台帳に登録するように、今後も留意いたします。また、備品購入の際には、市の事前承認を経るよう指定管理者に指示しました。</p>	農林水産課
<p>(ウ) 固定資産の把握について 【意見】 報告書 116 頁 漁港台帳と称されるもので漁港内の固定資産を管理している。 しかし、実際に存在し、市の所有物である植木、自動ゲート、水銀灯、標識灯及び看板は漁港台帳には記載されていない。原因は、漁港台帳が平成 9 年 8 月 29 日以降更新されていないこと</p>	<p>平成 30 年度に実施した漁港施設のインフラ点検に併せて、固定資産の状況確認を行いました。 あわせて、管理すべき固定資産について、管理施設台帳と施設配置図を作成し、指定管理者に通知しました。 なお、漁港台帳については漁港</p>	農林水産課

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>にある。</p> <p>固定資産の管理や修理を行う上でも、固定資産の把握は需要であり、漁港台帳を更新し最新版を作成する等、漁港内の固定資産を網羅的かつ正確に把握するための方法を市と組合で協議すべきである。</p>	<p>施設のインフラ点検を踏まえ、当該台帳に記載すべき資産であるかの基準に照らし合わせ、更新案を作成しました。</p>	
<p>(エ) 支出項目について</p> <p>【意見】 報告書 117 頁</p> <p>通信費内の電話代は固定電話代であり、その電話代の全てが、指定管理業務の経費として計上されている。この固定電話は組合業務と指定管理業務とに共用されており、使用料の全てを指定管理業務の経費とするのは問題である。</p> <p>組合業務と指定管理業務の共通経費について、使用状況を把握し、合理的な按分基準を設けて区分経理すべきである。</p>	<p>通信費（電話、ファックス）などの明確な使用料の区分ができないものについては、指定管理者と協議し、漁業組合の収益に占める指定管理料の割合で按分するものとししました。</p>	<p>農林水産課</p>

(5) 未来まちづくり部

②都市公園 (213公園)

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(エ) 遊具の修繕計画について 【意見】 報告書 128 頁 遊具の修繕計画の作成については、指定管理業務の仕様書上は、設備の維持管理業務と記載されているのみであり、指定管理業務に含まれているかは明確となっていない。 市と指定管理者とで協議し、遊具の修繕計画の作成についての役割と責任分担を明確にした上で、修繕計画に基づく計画的な修繕を行い、安全性を確保すべきである。</p>	<p>遊具を含め、公園施設の修繕計画の作成を指定管理業務の内容とする旨仕様書に明記しました。あわせて、同計画に基づき提出のあった計画について、市の承認を要する旨仕様書に明記しました。</p>	<p>公園緑地課</p>

③柳が崎湖畔公園

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 貸与備品の管理について 【結果】 報告書 131 頁 市から貸与されている備品について、実物はあるものの備品管理シールが貼り付けられていないものがあった。 また、貸与備品の台帳上記載は無いが、実際には実物が存在するものもあった。 貸与備品は市の所有物であり、市の備品の管理ルールに従う必要があることから指定管理者は備品の管理について、適切な対応を行う必要がある。</p>	<p>指定管理者とともに管理状況が不明な備品の確認作業を行い、併せて台帳の整理を行いました。</p>	<p>公園緑地課</p>
<p>(イ) 備品の引継ぎについて 【意見】 報告書 132 頁 直近の貸与備品のたな卸結果を確認したところ、実物との照合結果欄に実物がない旨の記載が散見された。指定管理者に確認したところ、前指定管理者から貸与備品を引き継いだ際には既に実物は存在せず、指定管理期間が始まった当初より実物と貸与備品の台帳が乖離していたとのことであり、前指定管理者との貸与備品の引継ぎが適切にされていなかったと考えられる。 市は指定管理者の変更の際に、貸与備品の返却を完了させてから引継ぎを完了としなければ、貸与した備品がない場合の責任関係の所在が不明確になってしまうため、引継ぎの際の市によ</p>	<p>市と新旧の指定管理者との三者において、貸与備品の適切な引継が行われるよう、平成 31 年度の指定管理の仕様書に記載しました。</p>	<p>公園緑地課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
る関与が必須である。		
<p>(ウ) 絵画の管理について 【結果】 報告書 134 頁 びわ湖大津館の現地視察を行ったところ、市からの貸与物品一覧や備品管理台帳に記載されていない絵画（34点、後日調査で個人と前指定管理者が寄託契約を締結していることが判明）が館内に展示されていた。指定管理業務に含まれているものではなく、責任の所在が不明確であり、適切に管理されていない状況であった。関係者との協議を行い、寄託契約の解除を図るなど、問題点について速やかに解消を図るべきである。</p>	<p>絵画の作者に保管中の絵画を返還するべく、前指定管理者に対応を依頼していましたが、当該保管中の絵画が展示されている経緯やその利点を鑑み、絵画の返還については、作者との協議の上、行っていく方針に変更しました。絵画の管理に関する作者等への意向確認については、現在、前指定管理者に依頼しています。</p>	公園緑地課

④ ヴェルツブルクハウス

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 利用者アンケートの実施について 【意見】 報告書 136 頁 指定管理者は、毎年度終了後、アンケート調査実施結果に関する事項を記載した年次報告書を市に提出しなければならない。 しかし、年次報告書では「レストランの品位を考慮しアンケートの設置は休止」、「電話やメール等で様々なご意見、苦情、ご要望」を受けていると記載されており、基本協定書が規定するアンケート調査は実施されていない状況である。 アンケート調査に係る基本協定書の要求事項が営業実態に照らし不相当であるのであれば、基本協定書の見直しを行うべきである。 なお、国際交流・文化発信事業についてはアンケート調査を実施しているため、市はアンケート調査の実施結果等を年次報告書で報告させるべきである。</p>	<p>基本協定書どおり、アンケートの実施結果について毎年度指定管理者に報告を求めることとしました。</p>	公園緑地課

⑤大津湖岸なぎさ公園におの浜ふれあいスポーツセンター

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 事業報告書における事業収支報告について 【結果】 報告書 138 頁 事業報告書における事業収支報告は、予算との比較形式となっておらず、実績が予算に対して妥当なものであるか、一目で判断できない様式となっている。 本来事業収支報告の重要な機能として、収支の妥当性チェック機能があることから、指定管理者からの報告様式を改めるよう指導するとともに、所管課における実績報告のチェック方法について、著増減に着目した手続等、効率性と有効性を両立する検証手続を確立すべきである。</p>	<p>事業収支報告については、予算との比較ができる形式とし、実績が予算に対して妥当なものであるかが一目で判断できる報告様式に改めさせました。</p>	<p>公園緑地課</p>

⑦大津市自転車駐車場（18 か所）

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 消火器の設置状況について 【結果】 報告書 141 頁 石山駅前自転車駐車場、石山駅前第二自転車駐車場に現地往査を行い、消火器の設置状況について確認したところ、10 年以上前に製造され、既に有効期限が切れている消火器が散見された。 また、その他の駐車場における消火器の設置状況について書類等により確認したところ、消火器が 10 本ある自転車駐車場がある一方で、1 本も設置されていない自転車駐車場もあった。各自転車駐車場の規模や収容台数等に応じたあるべき防災体制を検討し、指定管理者と市との協議の上、消火器の設置状況について早急に見直すべきである。</p>	<p>平成 31 年度当初予算において、消火器の購入の予算が措置されたため、有効期限が切れている消火器の中から優先順位を定め、随時、交換を行います。</p>	<p>道路・河川管理課</p>
<p>(イ) 現金管理について 【意見】 報告書 142 頁 唐崎駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前自転車駐車場、比叡山坂本駅前第二自転車駐車場、坂本駅前自転車駐車場の 4 か所は近くに夜間金庫がないため、その日の売上高を担当者が自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参し、銀行に入金していた。また、各駐輪場では、業務日誌の締作業後に発生した売</p>	<p>適切な公金管理を図るべく、金庫の設置について、指定管理者と協議を進めています。</p>	<p>道路・河川管理課</p>

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>上金額を自宅に持ち帰り、次の出勤日に持参するということが容認されていた。また、所管課でも当該事情を把握しており、公金の自宅への持ち帰りを黙認していた。</p> <p>上記運用では公金を自宅に持ち帰ってしまっており、公金の管理として適切ではないため、各事務所に金庫を設置し外部に持ち出さないように徹底するなど、適切な管理を行う必要がある。また、問題の発生を未然に防ぐために、所管課はモニタリングを適切に行うべきである。</p>		

2. 委託業務

(1) 政策調整部

①湖都大津まちづくり寄附金に係る寄附者管理並びに書類及び返礼品の送付等業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 委託金額の積算根拠について</p> <p>【意見】 報告書 149 頁</p> <p>委託料の上限を受領したふるさと納税額の 15%以内とする積算根拠が文書で残されていない。</p> <p>次のプロポーザルを実施する際に設定する委託料の予定価格の参考となることから、設定した委託料の積算根拠を文書として残しておくべきである。</p>	<p>平成 30 年度に実施したプロポーザルにおいては、予定価格の参考にするため、事前に複数の事業者から提出された提案をもとに予定価格を設定し、これらを積算根拠として文書で保存しました。委託料の積算根拠については、今後も文書として残していきます。</p>	<p>企画調整課</p>
<p>(イ) 個人情報取扱特記事項の綴じ漏れについて</p> <p>【結果】 報告書 149 頁</p> <p>委託契約書の別記「個人情報取扱特記事項」が委託契約締結の決裁時に回覧している文書になく、また、契約書原本にも綴じ込まれていなかった。委託契約締結に係る決裁書には複数人の承認印が押印されていることから、委託契約締結の承認が形式的になっている可能性がある。承認者は委託契約書に記載されている事項に不備がないかを確認の上、承認を行う必要がある。</p> <p>また、個人情報の取扱いにあたり、市が要請すべき個人情報に関する取扱い事項が遵守されないおそれがある。委託契約の締結に当たっては個人情報の保護に関する規定が漏れることのないよう十分に注意する必要がある。</p>	<p>平成 30 年度に締結した個人情報の取扱いを伴う委託契約については、「個人情報取扱特記事項」を契約書に合綴しました。今後も漏れなく、「個人情報取扱特記事項」を契約書に綴じ込みます。</p>	<p>企画調整課</p>

②共通事務処理システムサポート業務委託

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(イ) 再委託先の情報セキュリティ対策の確認不足について</p> <p>【意見】 報告書 153 頁</p> <p>再委託先における情報セキュリティ対策が十分に取られており、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であることを確認していなかった。</p> <p>大津市情報セキュリティポリシー上は、必要に応じて実施すべき事項という位置付けである。しかしながら、当該委託業務は情報システム課における市の主要なシステムの委託業務であり、外部委託事業者に起因する情報漏えい等のセキュリティ事故を防止する大津市情報セキュリティポリシーの趣旨に鑑みると、厳格に適用し、再委託先における情報セキュリティ対策の十分性や、外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかを確認すべきである。</p>	<p>再委託される場合は、再委託先の情報セキュリティ対策の十分性や外部委託事業者と同等のセキュリティ水準であるかなどについてホームページなどで確認しています。さらに、今後は「第三者承諾依頼書」に各社のセキュリティの状況が確認できる書類の添付を求め、情報セキュリティの確保に万全を期していきます。</p>	<p>情報システム課</p>
<p>(エ) 見積書における工数の確認について</p> <p>【意見】 報告書 154 頁</p> <p>施設予約運用支援業務の工数については見積書上、1人月とされているが検証が不十分である。</p> <p>実績としてどれだけの工数が発生しているかを月例報告資料などから集計した上で、検証を行うべきである。仮に、実績がほとんど発生していないような場合には、対応件数に応じて支払うなどの契約形態に変更することも検討すべきである。</p>	<p>月次定例会の資料から年間の対応実績の検証を行いました。緊急時における対応等も勘案する必要があるため、現状どおりの契約としています。</p>	<p>情報システム課</p>

③ASP型CMSサービスサポート業務委託

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) ライフサイクルコストを意識した調達について</p> <p>【意見】 報告書 156 頁</p> <p>平成 26 年にホームページをリニューアルした際に、リニューアル後のサポート業務を含めたライフサイクルコストを意識した調達が行われていなかった。</p> <p>今後、システム導入した業者に、その後のサポート業務を委託せざる得ないことがあらかじめ想定されるものについては、ライフサイクルコストを意識した調達を実施できるように、必要な手順を整備した上で運用するべきである。</p>	<p>システム再構築時には、ライフサイクルコストを意識した調達を行い、また、運用保守等を含めた総額による審査を実施するよう「大津市情報システム調達ガイドライン」を修正しました。</p>	<p>情報システム課</p>

(3) 市民部

②大津市コールセンター運營業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 多言語通訳サービスの再委託 (ii) 多言語通訳サービスの見直しについて</p> <p>【意見】 報告書 168 頁</p> <p>市が委託業者に支払っている委託料のうち、多言語通訳サービスの再委託金額として支払っている金額は年間 1,433,556 円であるが、多言語通訳サービスの利用回数が少ないため、結果的に多言語通訳サービス利用回数 1 件当たりの単価は、いずれの年度も 10 万円を超えるような高額なものとなっている。</p> <p>市は利用回数等を踏まえた上で、多言語通訳サービスの必要性を検討し、必要と認められる場合にも、その利用回数等を踏まえた上で委託料を見直す必要がある。</p>	<p>多言語通訳サービスについては、利用件数は少ないものの実績は認められ、必要な行政サービスと考えます。</p> <p>当該サービスに係る委託料については、利用状況等を受託業者と協議し、経費抑制に係る見直しを進め、平成 32 年度の契約更新時の仕様に反映できるよう検討します。</p>	自治協働課 市民相談室

(4) 福祉子ども部

①平成 28 年度生活困窮者自立支援に伴う業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の内容	担当課
<p>(ア) 随意契約先の検討について</p> <p>【意見】 報告書 172 頁</p> <p>市は随意契約理由として、現在の委託先である天津市社会福祉協議会が事業目的を全うできる唯一の法人であるとし、その根拠条文として地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号を挙げているが、事業目的を全うできる事業体は他にないのか、などの随意契約を締結する上での検討が不十分であると考えられる。</p> <p>唯一の事業者であると判断するのであれば、たとえば公募型のプロポーザル方式にて広く参加者を募ることでより事業目的に適した事業者を探すなど、様々な角度から検討した上で唯一と判断すべきである。</p>	<p>天津市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に定められる団体であり、本市の地域福祉の中核を担う団体です。生活困窮者支援は、様々な困りごとを抱える相談者に対し包括的な支援を行える唯一の法人として、他都市の状況も参考に随意契約を行っています。今後、広く参加者を募ることで、より事業目的に適した事業者を探すため「公募型のプロポーザル方式」も視野に入れて検討していきます。</p>	<p>福祉政策課</p>

(7) 環境部

①一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア) 見積りの妥当性の確認について 【結果】 報告書 185 頁</p> <p>同業務の積算は、所管課において、じん芥収集業務に関する一般ごみ運搬車 1 台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に詳細に計算している。</p> <p>PDCAサイクルの観点からは、当該契約時の項目との比較で実績を判断することが重要であると考えられる。しかし、委託業務完了報告書では、契約時の詳細な検討項目に対する実績が報告されていない。これでは、金額面での妥当性や、次年度の契約単価の考察、または業務効率化等を検討するPDCAサイクルが有効に機能しないこととなる。</p> <p>したがって、実績報告内容を見積金額に対する実績金額の報告する形式等の検証できる内容に改めることで、金額の妥当性等を判断する手続を追加し、PDCA サイクルを適切に機能させる必要がある。</p>	<p>一般廃棄物（家庭ごみ）収集運搬業務の積算については、収集に使用する車両の種類ごとに、収集車両 1 台当たりの原価を人件費、福利厚生費、車両関係費、その他の項目別に計算しています。</p> <p>その計算に当たっては、人件費については本市の給与関係諸規定を、福利厚生費については社会保険料率等の改定や被服の実勢価格を、車両関係費については軽油の実勢価格や委託業務完了報告書及びじん芥収集車両運行状況報告書により把握した前年度の走行距離及び燃料使用量を、その他の項目については自賠責保険料率の改定を、それぞれ適切に反映させるなど、金額面の妥当性を確保する措置を以前から講じており、PDCAサイクルが一定程度機能していると考えますが、監査結果を踏まえ、委託業務完了報告書の様式に「軽油使用量 (ℓ)」と「平均軽油使用量 (ℓ/日)」を追加する見直しを行いました。今後もPDCAサイクルを適切に機能させてまいります。</p>	<p>廃棄物減量推進課</p>

(8) 未来まちづくり部

③平成 28 年度明日都浜大津周辺清掃業務委託

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア) 契約方法について 【意見】 報告書 194 頁 平成 9 年度から平成 28 年度までの 19 年という長年の間、同一の業者と随意契約の方法により契約されており、その間、他社から見積書の徴取も行われていない。 業務内容は通常の施設清掃業務であり、他の清掃業者によっても実施可能であると考えられる。 競争原理の観点から、競争入札を実施することが必要である。</p>	<p>競争入札など、当該業務の契約方法について、種々検討しましたが、契約金額の比較や当該施設の管理に関する特有の事由等により、現在の委託先に継続して契約することが妥当と考えています。</p>	<p>道路・河川管理課</p>
<p>(イ) 長期継続契約の検討について 【意見】 報告書 194 頁 委託契約は、毎年単年度契約となっている。毎年度随意契約をする場合、契約手続に時間と手間がかかり、それなりの人件費がかかる。また、単年度契約よりも長期継続契約の方が、全体的に契約金額が低くなる可能性もある。 長期継続契約を実施することについて今まで協議や議論はしていないとのことなので、長期継続契約の要否について、一度議論されたい。</p>	<p>今後は、長期継続契約の実施に向けて取り組みます。</p>	<p>道路・河川管理課</p>

(11) 教育委員会

②大津市学校給食業務〈北部調理場〉

監査結果又は意見の概要	講じた措置の概要	担当課
<p>(ア) 委託契約金額の算定について</p> <p>【意見】 報告書 201 頁</p> <p>「公募型プロポーザル実施要領」において、委託料上限額を定めており、参加する事業者は委託料上限額を限度として、見積書を提出することになっている。</p> <p>市では、委託料上限額の算定時点と契約時点（平成28年4月1日）が異なることから、委託契約の締結に際して、あらためて業務費用の積算を行い、調整計算を行った上で契約額を算定している。</p> <p>■ 契約額と見積額の差 904,369 円 （見積額からの減額）</p> <p>しかし、平成28年度の契約額について上記調整計算を行うことは実施要領等において明記されていない。</p> <p>受託者に不測の損害を被らせることがないように、実施要領等に明記し、周知を図るべきである。</p>	<p>北部調理場においては、共同調理場業務委託契約期間中であり、前回指摘時よりプロポーザルを実施していません。そのため、今後のプロポーザルの実施時には、実施要領等に、翌年度の委託料の算定について直近の児童推計等に基づき再計算を行う旨を明記します。</p> <p>また、現在、年度当初に直近の児童推計に基づき委託料年額を再計算し、委託料年額を変更する一部変更契約を締結しています。</p>	学校給食課